広島ガス株式会社と分収造林契約を締結しました

令和２年７月２０日
広島北部森林管理署

7 月 17 日、近畿中国森林管理局では、広島北部森林管理署管内の星居山国有林 804 い 1、に林小班(8.87 ha)を対象地として、広島ガス株式会社と分収造林契約を締結しました。

分収造林とは、造林者(国以外の者)が、森林管理局長との契約により国有林に植栽し一定期間育て、成林後に分収木を販売し、その収益(販売代金)を国と造林者とであらかじめ契約した一定の割合で分収する制度です。

今回広島ガス株式会社と締結した分収造林は、「天皇陛下御即位記念分収造林」に基づく分収造林契約で、その契約期間は令和 2 年度から令和 71 年度までの 70 年間となっています。

分収造林契約地の星居山国有林 408 に林小班

■広島県神石郡神石高原町草木　星居山国有林 804 い１、に林小班

今回の契約相手方である広島ガス株式会社は、エネルギー事業者としての社会貢献活動の一環として、国有林をフィールドに初めて森林(もり)づくり活動に取り組むもので、この活動を通じて二酸化炭素の吸収・貯蔵、里山再生、中山間地域の振興に資することを目的としています。

なお、近畿中国森林管理局では、公益事業者であるガス会社との分収造林契約は、広島ガス株式会社が初めてであり、林野庁全体でも全国初の契約となります。